

次のとおり公共測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年8月18日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 測量機関
静岡県
- 2 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 3 作業期間
令和5年7月11日から令和6年3月15日まで
- 4 作業地域
榛原郡川根本町下泉原地内